

任意継続組合員に係る短期給付一覧表（令和5年4月現在）

短期給付事業は、任意継続組合員（以下「組合員」という。）とその被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、災害等に対して給付を行う事業です。

表中の■▲は、給付を受けるための手続を表しています。

■→ 組合員証を使用していれば、自動的に給付されます。（手続は必要ありません。）

▲→ 各種請求書により請求を行ってください。（公立学校共済組合広島支部ホームページからダウンロードできます。共済組合から送付することも可能です。）

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
組合員本人の病気や負傷（公務によらないもの）	療養の給付 ■	保険医療機関に組合員証を提示し、療養を受けたとき。	保険適用の診療費用のうち7割を共済組合が負担	
	入院時食事療養費 ■	保険医療機関で「療養の給付」と併せて食事療養を受けたとき。	食事療養に要する費用から標準負担額（自己負担額）を控除した金額を共済組合が負担	
	一部負担金払戻金 ■	療養の給付、療養費、訪問看護療養費を受けたときに、保険適用の自己負担額が25,000円を超えているとき。	療養の給付又は療養費1件ごとに自己負担額（高額療養費が支給される場合は、その金額を控除した額）から25,000円を差し引き、100円未満を切り捨てた額	
	訪問看護療養費 ■	難病、重度の障害等により医師の承認を受けた上、居宅において指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき。	指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済組合が負担	

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
	療養費 ▲	<p>①やむを得ない事情により組合員証を使用しないで医療機関で受診したとき。</p> <p>②制度的に組合員証が使用できないときのうち、医師が治療上必要と認めた次のものを購入等したとき。</p> <p>a コルセット等の治療用装具を購入したとき</p> <p>b はり、きゅう、あんま、マッサージの施術を受けたとき</p> <p>①②とも共済組合が必要と認めた場合に給付されます。</p>	規定に基づき共済組合で算定し、かつ実費の範囲内の額のうち7割	<p>①のとき（*）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養費・家族療養費請求書 ●診療報酬明細書 ●領収書(原本) <p>②のaのとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養費・家族療養費請求書 ●診断書・装具装着証明書 ●領収書(原本) <p>②のbのとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養費・家族療養費請求書 ●医師の同意書 ●施術証明書兼施術料金領収明細書
被扶養者の病気や負傷	家族療養の給付 ■	保険医療機関に被扶養者証を提示し、療養を受けたとき。	保険適用の診療費用のうち7割を共済組合が負担（義務教育就学前は8割、70歳以上75歳未満は8割又は7割）	
	入院時食事療養費 ■	保険医療機関で「家族療養の給付」と併せて食事療養を受けたとき。	食事療養に要する費用から標準負担額（自己負担額）を控除した金額を共済組合が負担	

* 海外で療養を受けた場合の必要書類については、共済組合広島支部短期給付係（082-513-4957）にお問い合わせください。

※ 交通事故や暴行等第三者の行為によってけが等をし、医療機関を受診する場合、上記の電話番号に連絡してください。

※ 確定申告の医療費控除の申請手続に使用することができる医療費通知を、希望者に対し発行します。発行を希望される方は、共済組合広島支部短期給付係にお問い合わせください。

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
被扶養者の病気や負傷	家族療養費 附加金 ■	家族療養の給付、家族療養費、家族訪問看護療養費を受けたときに、保険適用の自己負担額が25,000円を超えているとき	家族療養の給付又は家族療養費1件ごとに自己負担額から25,000円を差し引き、100円未満を切り捨てた額	
	家族訪問看護療養費 ■	難病、重度の障害等により医師の承認を受けた上、居宅において指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済組合が負担（義務教育就学前は8割、70歳以上75歳未満は8割又は7割）	
	家族療養費 ▲	①療養費（組合員本人に対するもの）の給付要件に該当するとき。 ②制度的に組合員証が使用できないときのうち、医師が治療上必要と認めた小児弱視等の治療用眼鏡等を購入したとき。	規定に基づき共済組合で算定し、かつ実費の範囲内の額のうち7割（義務教育就学前は8割、70歳以上75歳未満は8割又は7割）	①のとき 2頁「療養費」と同じ ②のとき ●療養費・家族療養費請求書 ●作成指示書 ●領収書（原本） ●検査結果
組合員・被扶養者の高額な医療費	高額療養費 ■	同一月に一つの病院等から受けた療養に係る自己負担額（窓口負担額）が著しく高額であるとき。 共済組合に「限度額適用認定証」を申請し、交付を受け、医療機関窓口に提示してください。 この手続を行うことにより、組合員の窓口負担額が軽減されます。	自己負担額－{80,100円＋(医療費－267,000円)×0.01} (世帯合算、年間多数回該当世帯等の特例あり)	

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
移送	移送費 ▲ 家族移送費 ▲	組合員又は被扶養者の病状が重体で、収容された施設で治療困難なため、医師の指示により緊急に別の病院又は診療所に収容を要するとき。	実際に移送に要した費用の額を基準として共済組合が査定した額	<ul style="list-style-type: none"> ●移送費・家族移送費請求書 ●医師の意見書 ●移送に要した費用の証明書
出産	出産費 (同附加金) ▲	組合員が出産したとき。	子1人につき 500,000円 (産科医療補償制度の対象分娩でない場合は488,000円) 附加金 子1人につき 50,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●出産費・家族出産費・同附加金請求書 ●費用の内訳を記した明細書(出産年月日、出産児数、代理受取額等の記載があるもの) ●代理契約に関する医療機関との合意文書
	家族出産費 (同附加金) ▲	被扶養者が出産したとき。	子1人につき 500,000円 (産科医療補償制度の対象分娩でない場合は488,000円) 附加金 子1人につき 50,000円	

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
死亡	埋葬料 (同附加金) ▲	組合員が死亡したとき。	50,000 円 附加金 25,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ●埋葬料・同附加金請求書 ●死亡の事実を証明する書類 ●埋葬に要した費用の領収明細書 (被扶養者でない人が請求するとき)
	家族埋葬料 (同附加金) ▲	被扶養者が死亡したとき。	50,000 円 附加金 25,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ●家族埋葬料・同附加金請求書 ●死亡の事実を証明する書類

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
災害 死亡	弔慰金 ▲	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき。 〔請求前に共済組合に連絡してください。〕	任意継続掛金の基礎となった標準報酬月額 の1月分	<ul style="list-style-type: none"> ●弔慰金請求書 ●事故報告書 ●死亡の事実を証明する書類 ●遺族の順位を証明できる書類
	家族 弔慰金 ▲	被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき。 〔請求前に共済組合に連絡してください。〕	任意継続掛金の基礎となった標準報酬月額 の1月分 ×70/100	<ul style="list-style-type: none"> ●家族弔慰金請求書 ●事故報告書 ●死亡の事実を証明する書類
災害	災害 見舞金 ▲	組合員が水震火災その他の非常災害により、その住居や家財に損害を受けたとき。 〔該当の場合は早めに、共済組合に連絡してください。〕	損害の程度に応じて任意継続掛金の基礎となった標準報酬月額 の0.5月分から3月分	<ul style="list-style-type: none"> ●災害見舞金請求書 ●り災証明書 ●り災状況等報告書 ●家財被害状況内訳書 ●家屋平面図 ●り災部分等の写真等

※ 短期給付の時効は2年間です。

公立学校共済組合任意継続組合員短期給付と国民健康保険給付との比較

公立学校共済組合 任意継続組合員						
短 期 給 付	法 定 給 付	保 健 給 付	組 合 員	療養の給付	病 気 ・ 負 傷	
				入院時食事療養費		
				療養費		
				訪問看護療養費		
				移送費		
				高額療養費		
				高額介護合算療養費		
				出産費		出 産
				埋葬料		死 亡
				給 付		被 扶 養 者
	入院時食事療養費					
	家族療養費					
	家族訪問看護療養費					
	家族移送費					
	高額療養費					
	家族出産費	出 産				
	家族埋葬料	死 亡				
	給 付	災 害 給 付	組 合 員	弔慰金	災 害 死 亡	
				災害見舞金	災 害	
			被 扶 養 者	家族弔慰金	災 害 死 亡	
給 付	組 合 員	一部負担金払戻金	病 気 ・ 負 傷			
		出産費附加金	出 産			
		埋葬料附加金	死 亡			
		被 扶 養 者	家族療養費附加金	病 気 ・ 負 傷		
	家族訪問看護附加金					
	家族出産費附加金		出 産			
	家族埋葬料附加金		死 亡			

国 民 健 康 保 険					
法 定 給 付	保 険 給 付	被 保 険 者	療養の給付	病 気 ・ 負 傷	
			入院時食事療養費		
			療養費		
			訪問看護療養費		
			移送費		
			高額療養費		
			高額介護合算療養費		
			出産育児一時金		出 産
			埋葬料		死 亡

※ 国民健康保険は、被扶養者の概念がありません。世帯単位で、各々が加入する保険制度です。

※ 保険者によっては、このほかに任意給付が実施されていることがあります。

※ 任意継続組合員制度には、休業給付がありません。ただし、組合員資格喪失後の短期給付として、傷病手当金等の給付を受けられることがあります。

※ 網掛部分は、共済組合独自の給付です。